

西尾市一色町体育館使用料

| 利用区分          |          |                               | 金額   |  |  |
|---------------|----------|-------------------------------|--|--|--|
|               |          |                               | 午前9時から<br>午前11時まで<br>又は<br>午前11時から<br>午後1時まで | 午後1時から<br>午後3時まで<br>又は<br>午後3時から<br>午後5時まで | 午後5時から<br>午後7時まで<br>又は<br>午後7時から<br>午後9時まで |
| 専用<br>利用      | アリーナ     | 平日                            | 3,620円                                       | 3,620円                                     | 4,980円                                     |
|               |          | 土曜日、日曜日及び国民の休日                | 4,360円                                       | 4,360円                                     | 4,980円                                     |
|               | 柔道場      | 平日                            | 1,060円                                       | 1,060円                                     | 1,600円                                     |
|               |          | 土曜日、日曜日及び国民の休日                | 1,280円                                       | 1,280円                                     | 1,920円                                     |
|               | 卓球場      | 平日                            | 1,060円                                       | 1,060円                                     | 1,600円                                     |
|               |          | 土曜日、日曜日及び国民の休日                | 1,280円                                       | 1,280円                                     | 1,920円                                     |
|               | 多目的室     | 平日                            | 430円   | 430円                                       | 640円                                       |
|               |          | 土曜日、日曜日及び国民の休日                | 510円   | 510円                                       | 770円                                       |
|               | 会議室      |                               | 880円   | 880円                                       | 880円                                       |
|               | 個人<br>利用 | アリーナ・<br>柔道場・卓<br>球場・多目<br>的室 | 小・中学生  | 50円  | 50円  |
| 一般            |          |                               | 100円   | 100円                                       | 100円                                       |
| 冷暖<br>房設<br>備 | 卓球場      |                               | 1時間につき                                       |  | 910円                                       |
|               | 多目的室     |                               | 1時間につき                                       |  | 360円                                       |

備考

- アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。ただし、会議室を除く。
- 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- アリーナ、柔道場又は卓球場の2分の1を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 個人利用する場合の使用料は、1施設の利用を単位とする。
- 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。